

吉岡町水防計画

(改訂版)

令和8年2月

目 次

第1章	総則	
1	目 的	3
2	用語の定義	3
3	水防の責任	5
4	水防計画の作成及び変更	5
5	安全配慮	5
第2章	水防組織	
1	町の水防組織	7
第3章	重要水防箇所	9
第4章	予報及び警報	
1	気象庁が行う予報及び警報	11
2	水位周知河川における水位到達情報	13
3	水防警報	16
第5章	水位等の観測	17
第6章	気象予報等の情報収集	17
第7章	ダム及びその操作	
1	ダム	17
2	操作の報告	17
第8章	通信連絡	
1	通信連絡	18
第9章	水防施設及び輸送	
1	水防倉庫及び水防資器材	18
2	輸送の確保	18
第10章	水防活動	
1	水防配備	18
2	巡視及び警戒	21
3	水防作業	21
4	警戒区域の指定	21
5	避難のための立退き	21
6	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	22
7	水防配備の解除	22

第 11 章	水防信号、水防標識等	
1	水防信号	22
2	水防標識	23
3	身分証票	23
第 12 章	協力及び応援	
1	水防管理団体相互の応援及び相互協定	24
2	警察官の援助要求	24
3	自衛隊の派遣要請	24
4	国（河川事務所、地方气象台等）との連携	24
5	住民、自主防災組織等との連携	24
第 13 章	費用負担と公用負担	
1	費用負担	25
2	公用負担	25
第 14 章	水防報告等	
1	水防記録	26
2	水防報告	26
第 15 章	水防訓練	30
第 16 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
1	洪水浸水想定区域の指定状況	30
2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	30
3	洪水ハザードマップ	31
資料編		
資料 1	重要水防箇所（県管理河川）	33
資料 2	水位観測所一覧	35
資料 3	ダム一覧	35
資料 4	水防倉庫及び備蓄資器材一覧	36
資料 5	水防団の管轄区域等	36
資料 6	水防工法一覧表	37
資料 7	吉岡町水害タイムライン	42

第1章 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、群馬県知事から指定された指定水防管理団体たる吉岡町が、同法第33条第1項の規定に基づき、吉岡町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、吉岡町の地域にかかる河川、湖沼の洪水の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団で、本計画において、吉岡町消防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を無いようとする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、国土交

通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警報水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。

(14) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(16) 氾濫開始相当水位

ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ基準水位観測所に換算した水位のこと。市町村長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位である。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

3 水防の責任

水防に関する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

(2) 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

ア 水防団の設置（法第5条）

イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）

ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）

エ 水位の通報（法第12条第1項）

オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

カ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

キ 警戒区域の設定（法第21条）

ク 警察官の援助の要求（法第22条）

ケ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

コ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

サ 公用負担（法第28条）

シ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

ス 水防訓練の実施（法第32条の2）

セ （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）

ソ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）

タ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

チ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

ツ 消防事務との調整（法第50条）

(3) 居住者等の義務

ア 水防への従事（法第24条）

イ 水防通信への協力（法第27条）

4 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

5 安全配慮

洪水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

(1) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ウ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- エ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- オ 水防活動は原則として複数人で行う。
- カ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- キ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ク 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ケ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- コ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

1 町の水防組織

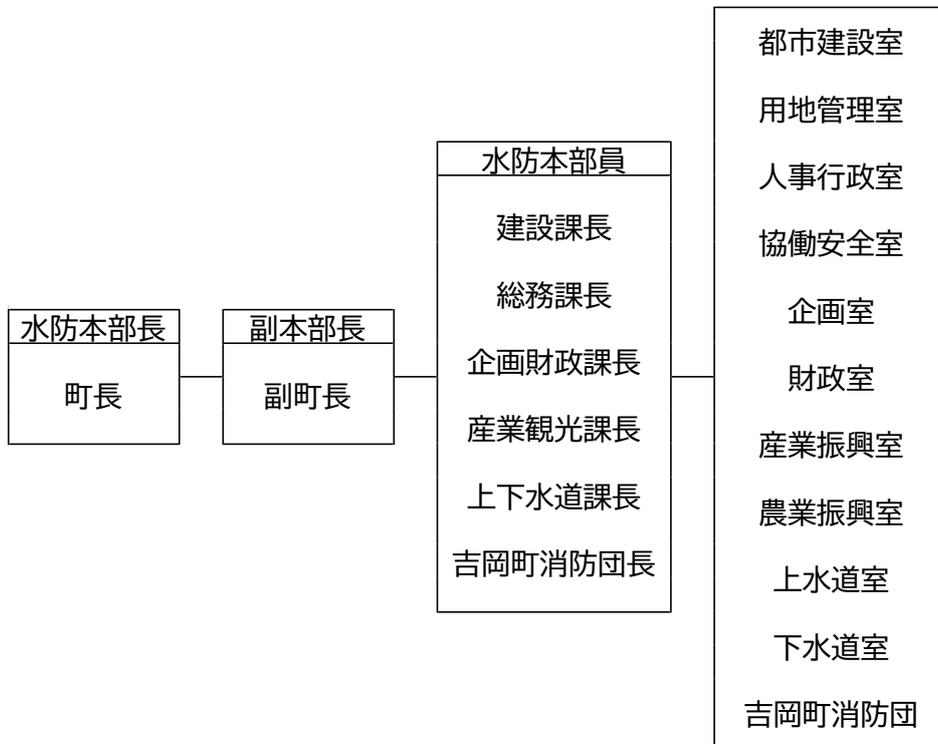
(1) 水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、吉岡町に洪水、内水のおそれがあると認められるとき、町は水防本部を設置し、水防活動の円滑な実施及び事態を処理する。

なお、水防本部の組織については、次図のとおりとする。

(2) 水防本部長（町長）は、洪水等のおそれが解消し、水防活動が終了したときは水防本部を解散するものとする。

(3) 水防本部は、吉岡町災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、それに統合され、その事務を処理する。

吉岡町水防本部組織図



水防本部の任務

担当課	主な任務 〈3時間以内の目標〉
水防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部設置 ・避難情報の発令 ・各室の任務のうち、重要事項の決定に関すること。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の庶務 ・水防本部決定事項の各室への周知徹底 ・防災行政無線及び登録制メール配信等による情報発信 ・被害状況等の収集及び報告（各室及び関係機関経由） （1）気象注意報、警報（情報元：前橋地方気象台） （2）雨量、河川水位情報（情報元：群馬県）

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 人的被害（情報元：渋川広域消防署、渋川警察署） (4) 道路・土木施設被害（情報元：建設課） (5) 上下水道施設被害（情報元：上下水道課） (6) ライフライン機関（情報元：東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)、東日本旅客鉄道(株)等） (7) その他被害等（各課、自治会長等） ・被害状況の取りまとめ ・取りまとめ結果の町内・関係機関への連絡 ・各課の総合調整 ・災害対策本部へ移行する際の対応
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ対応 ・公用車管理の依頼
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による巡視 ・渋川土木事務所等関係機関との連携 ・水防活動の指示 ・交通規制の指示及び実施 ・水防活動の実施に伴う関係機関との調整 （渋川土木事務所、渋川警察署、渋川広域消防署、吉岡町消防団）
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害に係る巡視 ・農林施設等の被害状況調査及び応急対策の実施 ・農林業の被害状況調査及び応急対策の実施
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の災害対策及び応急復旧の実施 ・復旧計画の作成 ・上下水道施設の被害状況調査及び復旧対策の実施
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測、警戒巡視 ・水防工法の実施・被害状況調査 ・救急、救助、避難誘導 ・水防資器材の輸送
〈各課共通〉	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の管理、施設利用者の安全確保、被害状況調査、応急対策の実施 ・十分連絡調整を行い、効率的・円滑な警戒体制に当たる。 ・他の各課は、通常管理業務及び各課の災害対応の準備態勢の整備

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、溢水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、次のとおりであり、町内の設定箇所は、資料1のとおりである。

なお、重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

重要水防箇所指定基準（県管理河川）

種別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
堤防高 (流下能力)	①計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を超える箇所。	①計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	①現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	①現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ すべり	①法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	①法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ②法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	①漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	①漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ②漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
種別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
水衝・洗掘	①水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工な箇所。 ②橋台取り付け部やその他の	①水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工な箇所。	

	<p>工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>③波浪による河岸の欠決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工な箇所。</p>		
工作物	<p>①河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>②橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高流量規模の洪水の水位以下となる箇所。</p>	①橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			①出水機関中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤防			<p>①新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>②破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			①陸閘が設置されている箇所。

重要監視区域指定基準（県管理河川）

種別	指定基準
浸透	<p>①洪水予報河川及び水位周知河川であること。</p> <p>②重要水防箇所に位置づけられ、種別が漏水であり重要度がAの区間。</p>
侵食	<p>①洪水予報河川及び水位周知河川であること。</p> <p>②重要水防箇所に位置づけられ、種別が水衝であり重要度がAの区間かつ人家連単区間。</p>

※ 重点監視区間に指定した箇所については種別に（重点）とし記載。

第4章 予報及び警報

1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

前橋気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通省及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

府県予報区		群馬県	
一次細分区域		南部	
市町村等をまとめた地域		前橋・桐生地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 ^(注1) 23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 ^(注2) 135
	洪水	流域雨量指数基準 ^(注3)	利根川流域=98.5 吉岡川流域=8.9 滝川流域=6.2 滝の沢川流域=7.0
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	79
	洪水	流域雨量指数基準	利根川流域=78.8 吉岡川流域=7.1 滝川流域=4.9 滝の沢川流域=5.6
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	

(注1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害のリスクの高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを指数化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

(注2) 土壌雨量指数：大雨による土砂災害発生リスクの高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

(注3) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害のリスクが高まるかを把握するための指標。降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

(気象庁が発表する特別警報)(参考)

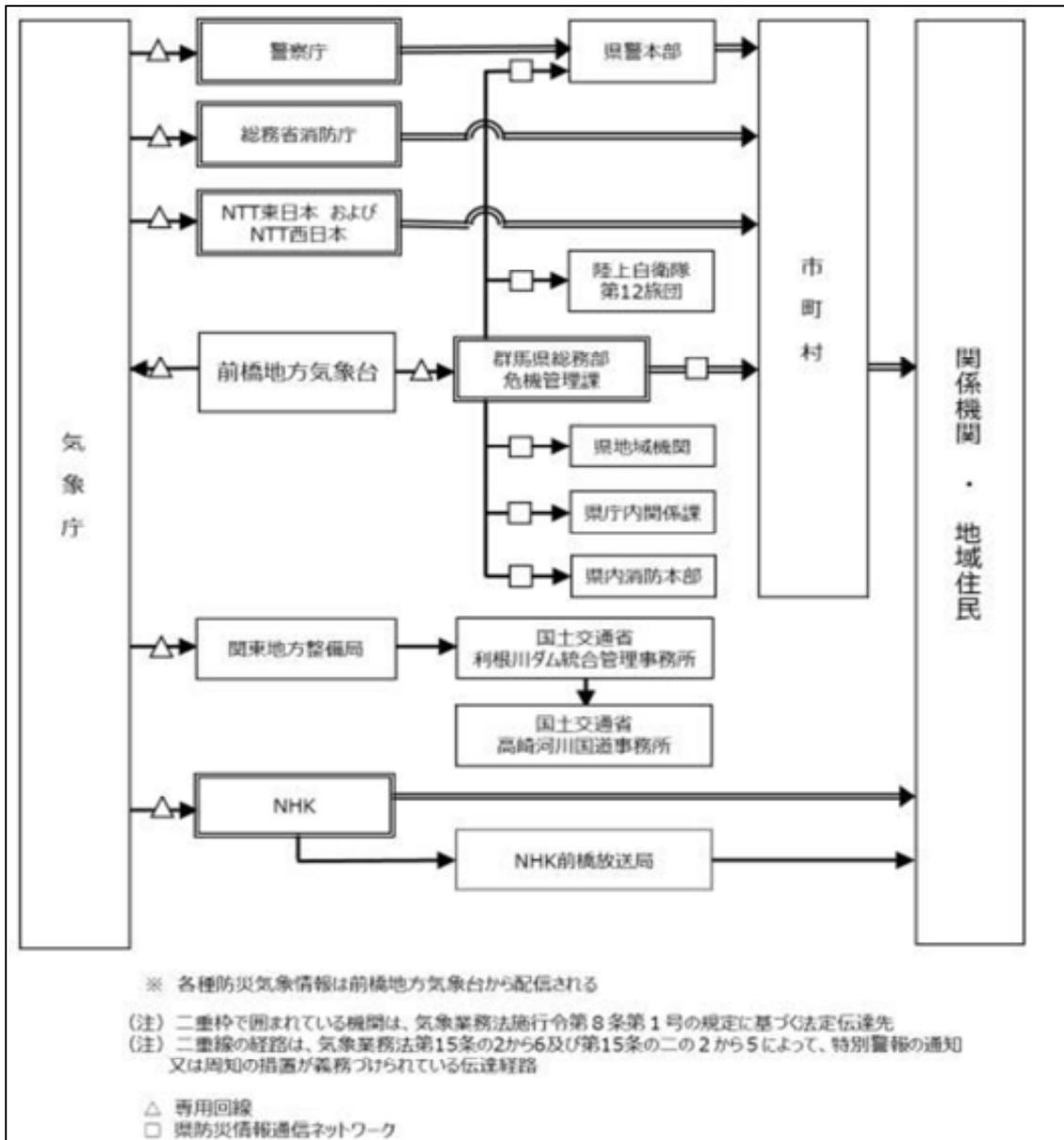
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)を発表する。

なお、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

ア 前橋地方気象台からの警報等気象情報の伝達経路及び伝達手段は次図のとおりとする。

なお、町長は、特別警報の発表の通知を受けた際、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。



※出典：群馬県地域防災計画

イ 伝達方法

町民に通報の必要を認めるときは、次の方法により通報する。

- ・テレビ、ラジオ
- ・広報車（消防車両、警察車両）、防災行政無線
- ・サイレン、警鐘等
- ・伝達組織を通じて周知
- ・町ホームページ、LINE、メール配信サービス及び緊急速報メール

2 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

県知事は、指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第

2項に規定される洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量に示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難指示等の判断に資するため、知事から町長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

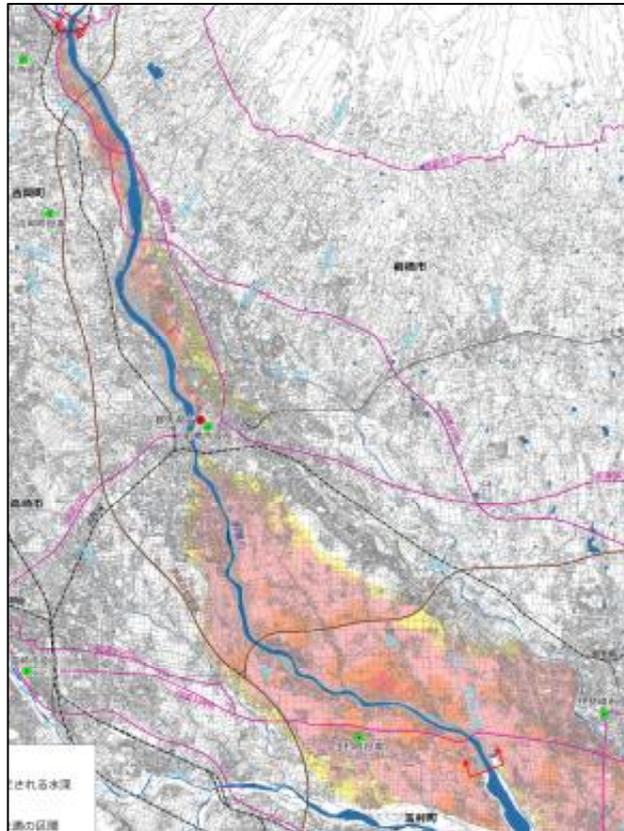
発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

ア 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域	所轄土木事務所
利根川	左岸 渋川市北橋町下箱田地先（板東橋）から伊勢崎市柴町地先（直轄上流端）まで 右岸 渋川市下郷地先（大正橋）から佐波郡玉村町小泉地先（直轄上流端）まで	渋川土木事務所



※「利根川（県央区間）洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」

イ 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	関係水防管理団体
利根川	大正橋	渋川市下郷	3.7	4.6	5.7	6.69	渋川市 渋川土木事務所

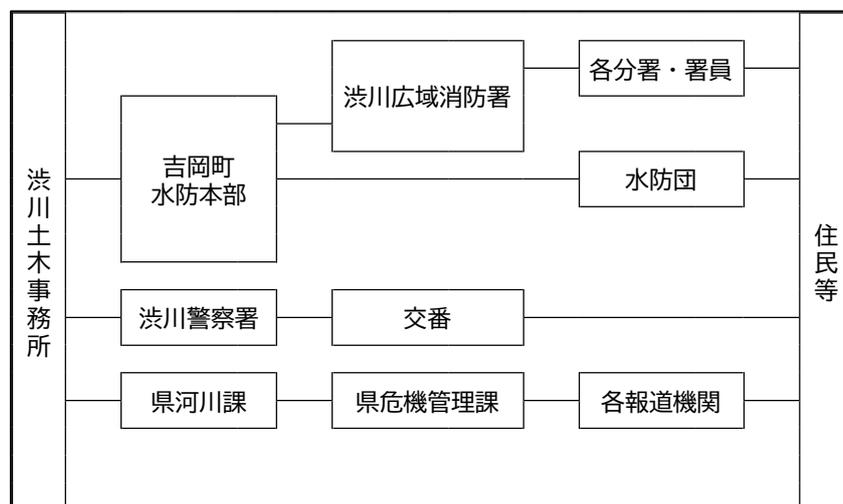


※<https://suibou-gunma.jp>「群馬県河川防災情報」

ウ 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

(i) 伝達経路



(ii) 伝達手段

町民に通報の必要を認めたとときの伝達手段は、本章1「気象庁が行う予報及び警報 イ伝達手段」に定めるものと同様とする。

3 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要はある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

(2) 洪水時の河川に関する水防警報

ア 種類及び発表基準

県知事は、指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	①不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ②水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等あるいは、河川の状況により特に必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。または水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
警戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所毎による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

※ 上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 県が行う水防警報

水防警報を行う河川名、区域名、基準観測所等については本章2(2)「県が行う水位到達情報の通知」と同様とする。

第5章 水位等の観測

町内及び町が関係する水位観測所は、資料2のとおりである。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、県防災情報システム端末のほか、以下のウェブサイトやスマートフォンから確認することができる。

群馬県水位雨量情報システム	https://www.river-gunma.jp/
// (スマートフォンサイト)	https://www.river-gunma.jp/sp/
// (携帯電話サイト)	https://www.eiver-gunma.jp/k/
かわみるぐんま	https://suibou-gunma.jp/
かわみるぐんま (スマホ版)	https://mobile.suibou-gunma.jp/
国土交通省 川の防災情報	https://www.river.go.jp
気象庁	https://www.jma.go.jp

第7章 ダム及びその操作

1 ダム

水防上本町に影響を与えるダムは、資料3のとおりである。

ダム等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム等の管理者は、気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む。）を行うものとする。

2 操作の報告

ダム等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、下流域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

第8章 通信連絡

1 通信連絡

法第27条第2項の規定により、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため加入電話を優先的に利用し、必要があるときは警察通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

なお、水防管理者は、常に警察機関や電気事業者等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるほか、町防災行政無線、町消防無線、県防災行政無線、一般加入電話（災害時優先電話を含む。）、携帯電話（衛星携帯電話を含む。）、インターネット、水防信号等を活用する。

第9章 水防施設及び輸送

1 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 町内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料4のとおりである。
- (2) 水防管理者は、備蓄資器材を調査して数量を確認し、緊急事態発生に対応できるように備えるものとし、備蓄資器材に不足が生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

2 輸送の確保

- (1) 水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め、輸送の正確を図るものとする。
- (2) 緊急事態に対処する重要物資の輸送、搬出、移動等に要する自動車については、町所管の自動車等を使用するものとする。

第10章 水防活動

1 水防配備

(1) 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	発令基準	配備体制
警戒	前橋地方気象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき	情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限の体制
第1配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるとき	情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる体制
第2配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられるとき	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる体制
第3配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想される時	所属人員全員によって、水防活動ができる体制

(2) 水防団の非常配備

ア 水防団の管轄地域等

水防団の管轄地域は、資料5のとおりである。

イ 水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発表されたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他、水防上必要があると認められるときは水防団を、次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

この場合、付表1により直ちに出勤状況を渋川土木事務所長に報告するものとする。

(i) 待機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、水防団の連絡員を本部に詰めさせ、水防団長は、その後の状況を把握することに務め、又は一般団員を直ちに、次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待機基準	①気象予報や警報の発表等、河川状況により必要と認められるとき ②町水防本部が待機の態勢に入ったとき ③河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき ④気象状況等により水害の危険が予知されるとき
------	---

(ii) 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、水防団の責任者等は、所定の詰所に集合し、水防に関する情報連絡、資機材の点検整備、河川の巡視警戒、通信・輸送等の確保にあたり、水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。

出動準備基準	①水防警報が発せられたとき ②河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
--------	--------------------------------------

(iii) 出動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、水防団の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出動基準	①急激な豪雨があったとき ②堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき
------	--

2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者及び水防団長（以下、この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下、「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたとき、又は気象の状況により水防の必要が予想されるときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料1に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

なお、水防団長は、緊急を要し、本部長に報告するいとまがないときは、直ちに水防作業を開始させ、その顛末を遅滞なく報告するものとする。

また、本部長は、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、渋川土木事務所長に連絡するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本章6に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常事態を大別してそれに適する工法の説明は、資料6のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員は、法第21条に基づく警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長及び水防団員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長及び水防団員の職権を行うことができるものとする。

5 避難のための立退き

(1) 立退きの指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長又はその命を受けた水防本部員は、必要と認める区域の居住者に対し、信号及び防災行政無線等を利用して、避難のための立退き又はその準備を指示することができる。この場合、渋川警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 立退き予定地等住民への周知

水防管理者は、渋川警察所長及び消防団長と協議のうえ、立退き予定先、経路等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

避難場所については、町地域防災計画第4編第1章「資料7吉岡町指定緊急避難場所」及び「資料8吉岡町指定避難所・指定福祉避難所及び応急仮設住宅建設予定地」のとおりである。

6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（県知事、渋川警察署長、氾濫のおそれがある下流水防団体及び住民等）に通報するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

7 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

区分	内容	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第2信号	必要と認める区域内的の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる	乱打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止

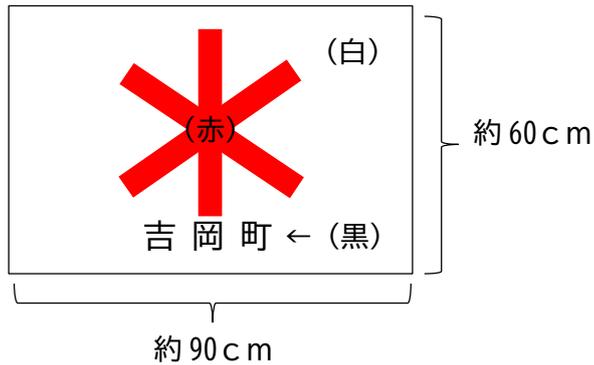
	もの		
備考	①信号は適宜の時間継続すること。 ②必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 ③危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。 ④地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

2 水防標識

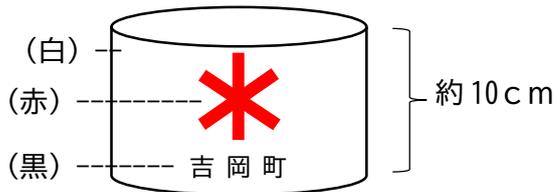
水防作業は、迅速かつ規律正しい団体行動をとるため、次の標識を定める。

(1) 水防用車両の標識

水防法第 18 条の規定による優先通行標識



(2) 水防要員の標識（左腕につける）



3 身分証票

水防団長及び水防団員が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号
身 分 証 票
職 氏 名 生年月日
上記の者は、水防法第 49 条に基づく職員であることを証する。 年 月 日
吉岡町長 印

(裏)

水防法抜粋

第 49 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 12 章 協力及び応援

1 水防関係団体相互の応援及び相互協定

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、町地域防災計画第 1 編第 3 章第 12 節「広域応援の要請」に基づく応援協定等に準じ、応援を求めるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

2 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、渋川警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ渋川警察署長と協議しておくものとする。

3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては、町地域防災計画第 1 編第 3 章第 13 節「自衛隊への災害派遣要請」に準じて実施するものとする。

4 国（河川事務所、地方气象台等）との連携

町は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省高崎河川国道事務所や前橋地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

5 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

1 費用負担

本町の水防に要する費用は、法第41条により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつてを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時利用
- イ 土石、竹林その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを掲示しなければならない。

公用負担権限委任証	
氏 名	
上記のものに ことを証明する。	区域における水防法第28条第1項の権限を委任した
年 月 日	
	氏 名

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第 号				
公用負担命令書				
負担者 住所・氏名				
物件	数量	(負担内容・使用内容処分)	期間	摘要
年 月 日				
命令者 氏名				

(4) 損失補償

本町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察関連の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を付表 2-1、2-2、2-3 に示す様式により、水防活動実施後 2 日以内に渋川土木事務所を經由して県水防本部長に報告するものとする。

様式 - 2 (1)	<h2 style="margin: 0;">水防実施状況報告書</h2>									
群馬県知事 殿			令和 年 月 日			水防管理者名 (または土木事務所長名)				
令和 年 月 日から 月 日 (何々) に際し実施した水防活動が終了したので、水防実施箇所別表を添え、下記のとおり報告します。			記							
水防作業実施日時	自 至	月 月	日 日	時 時	水防作業実施箇所数	箇所				
出動人員	県(市町村)職員延	人	水防団員延	人	消防団員延	人	その他延	人	合計延	人
所要経費	人件費	円	資材物件費			円				
	手当	円	その他	円	資材	円	器材	円	燃料	円
出水の概況										
水防作業の概況及びその効果										

様式-2 (3) 水防活動報告書

令和〇〇年台風〇〇号における水防活動
(群馬県吉岡町消防団・令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

○概要

吉岡町消防団は、令和〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇〇/〇〇～〇〇/〇〇 約〇〇時間	〇〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

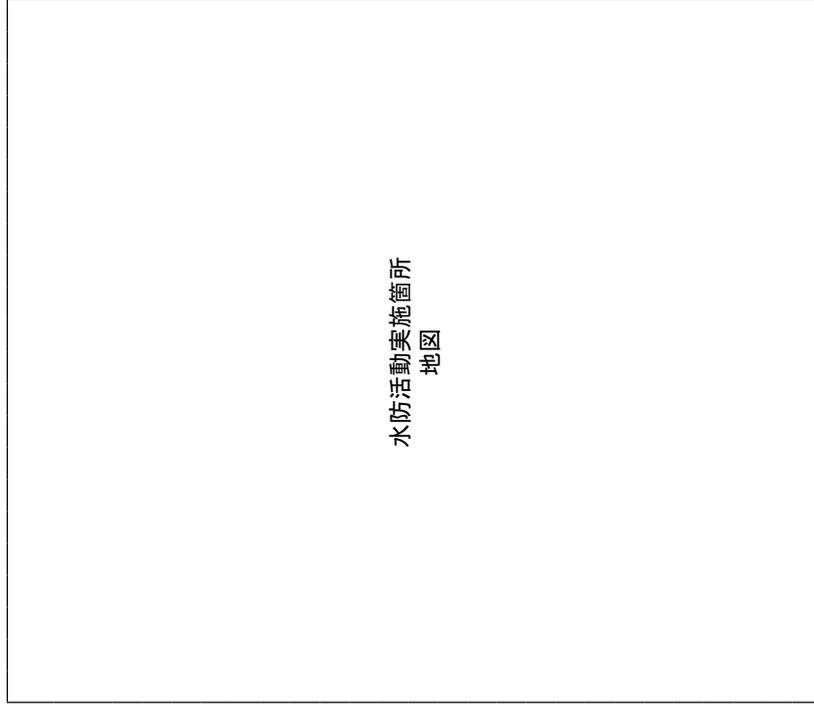
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

第 15 章 水防訓練

町は、毎年水防訓練（水防に関連する防災訓練及び消防訓練等を含む。）を実施し、水防団等の水防技術の向上を図るものとする。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県知事は、水位周知河川並びに県管理の中小河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

本町に関係する洪水浸水想定区域は次のとおりであり、「吉岡町防災ハザードマップ」（令和 5 年 2 月発行）に掲載されている。

洪水浸水想定区域図

平成 29 年 7 月 28 日 群馬県告示第 233 号

令和 4 年 3 月 29 日 群馬県告示第 89 号

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町防災会議は、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下、「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
本町は、要配慮者利用施設、地下街等、大規模工場等について、いずれも対象がない。

3 洪水ハザードマップ

町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者、その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

資料編

資料1 重要水防箇所（県管理河川）

河川名	担当水防管理団体	重要度		左右岸別	重要水防箇所			距離標		延長(m)	重要理由
		種別	階級		市町村	町大字	字	下流	上流		
渋川1											
利根川	吉岡町	堤防断面	A	右	吉岡	漆原	新坂東橋上流	2,370	2,390	200	堤防断面不足
											
〃	〃	堤防高	B	右	吉岡	漆原	〃	2,370	2,430	600	堤防高不足 (流下不足)
											
〃	〃	堤防断面	B	右	吉岡	漆原	〃	2,390	2,410	200	堤防断面不足
											

渋川2											
利根川	〃	堤防断面	B	右	吉岡	漆原	坂東橋下流	2,445	2,455	100	堤防断面不足
											
〃	渋川市吉岡町	堤防断面	A	右	渋川吉岡	半田漆原	〃	2,455	2,470	150	堤防断面不足
											

資料2 水位観測所一覧

河川名	観測所名	位置	水位 (m)				観測者
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
利根川	大正橋	渋川市 北橋町 八崎	3.70	4.60	5.70	6.69	渋川土木 事務所
滝の沢川	漆原	渋川市 半田	0.80	1.30	—	—	
河川名	観測所名	位置	水位 (TP. m)				観測者
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
自害沢川	(危)自害沢川 1.1k上野田橋	北下 839-3	—	—	—	238.04	渋川土木 事務所
吉岡川	(危)吉岡川 4.9k下野田	北下 地先	—	—	—	195.25	
	(危)吉岡川 0.5k瀬来	漆原	—	—	—	131.08	
駒寄川	(危)駒寄川 4.1k南下	南下 地内	—	—	—	203.57	
八幡川	(危)八幡川 5.5k雛子橋	南下 349	—	—	—	210.44	

資料3 ダム一覧

河川名	名称	位置	所轄	通知又は通報責任者
利根川	藤原ダム	みなかみ町	国土交通省	利根川ダム統合管理事務所長
片品川	菌原ダム	沼田市	//	//
赤谷川	相俣ダム	片品村	//	//
吾妻川	ハツ場ダム	長野原町	//	//

資料4 水防倉庫及び備蓄資器材一覧

管理者	所在地	備蓄器具・資材										
		かま	なた	のこぎり	おの	スコップ	つるはし	作業灯	ブルーシート	土のう袋	かけや	くい
吉岡町長	吉岡町大字下野田 (役場北駐車場)	7	2	12	4	20	5	4	248	800	3	80
合計		7	2	12	4	20	5	4	248	800	3	80

資料5 水防団の管轄地域等

分団名	管轄地域 (自治会)	集合場所
第1分団	小倉・上野田・上野原	第1分団詰所 (吉岡町大字上野田 1113-1)
第2分団	駒寄・漆原東・漆原西	第2分団詰所 (吉岡町大字漆原 303-3)
第3分団	大久保寺上・大久保寺下	第3分団詰所 (吉岡町大字大久保 1771)
第4分団	北下・南下・陣場	第4分団詰所 (吉岡町大字南下 887-2)
第5分団	下野田・溝祭	第5分団詰所 (吉岡町大字下野田 588-2)

資料6 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する 資材	
				現在	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)にぐいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、ぐい、土のう、ビニロンパイプ

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する 資材	
				現在	
漏水	居住側 (川裏) 対策	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面 (裏のり) 先平地に底抜 きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シー ト、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面 (裏の り)、犬走りにむしろな どを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少な い箇所)	防水シート、丸 太、竹
	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面 (川表のり 面) の漏水口に土のうな どを詰める	一般河川 (構造物のある ところ、水深の浅 い部分)	土のう、木ぐい、 竹ぐい
		むしろ張り工	川側 (川表) の漏水面に むしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土の う、竹ビン
		継ぎむしろ張り工	川側 (川表) の漏水面に 継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い 所)	むしろ、なわ、く い、ロープ、竹、 土のう
		シート張り工	川側 (川表) の漏水面に 防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手 困難)	防水シート、鉄パ イプ、くい、ロー プ、土のう
		たたみ張り工	川側 (川表) の漏水面に たたみを張る	一般河川 (水深の浅いと ころ)	土俵の代わりに 土のう
	深掘れ (洗掘)	むしろ張り工、継ぎ むしろ張り工、シー ト張り工、たたみ張 り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比 較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木 (竹) に重り土のう をつけて流し、局部を破 壊する	急流河川	立木、土のう、ロ ープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面 (表のり 面) に蛇かごを立てて被 覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め 石、くい、鉄線

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する 資材	
				現在	
深掘れ (洗掘)	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり 面）決壊箇所に土のう又 は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コ ンクリートブロ ック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土 のうをつけて、堤防斜面 （のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、 土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わ く、鳥脚などの合掌木を 投入する	急流河川	わく組み、石俵、 鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊 したとき、断面の不足を 居住側堤防斜面（裏の り）で補うため杭を打ち 中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、 土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よ しでびょうぶを作り堤 防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、 わら、かや、土の う	
き 裂	上端 (天端)	折り返し工	上端（天端）のき裂をは さんで両肩付近に竹を さし折り曲げて連結す る	粘土質堤防	竹、土のう、ロー プ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わり にくいを用いて鉄線 でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端 (天端) 、居住側 堤防斜面 (裏のり)	控え取り工	き裂が上端（天端）から 居住側堤防斜面（裏の り）にかけて生じるもの で折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から 居住側堤防斜面（裏の り）にかけて生じるもの で控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、 土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の 代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、 土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する 資材	
				現在	
居住側堤防斜面（裏のり） 崩壊	き 裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩 壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する 資材
					現在
居住側堤防斜面（裏のり） 崩壊	崩壊	築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
その他		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

